

寫偶脫也、又按說文無額字、依釋名似宜用鄂字、然鄂江夏縣名、非限鄂義、說文有罰字云刀劍刃也、

刀劍刃有限、故轉爲垠剝、再轉爲額剝、俗遂从貞也、釋名以剝爲垠剝者假借也、

〔伊呂波字類抄比人體〕額ヒタヒ亦牛碩、額稽額題已上、揭ヒクヒウシ額ヒタヒ〔同奴體〕額マユアヒ

〔同末體〕額ヒタヒ〔同人體〕額マユアヒ

〔下學集上體〕額ヒタヒ

〔安齋隨筆前編六〕額字の訓、和名抄に比太比とあり、又髣字の註に、俗云奴加加美額前髣也とあり、又搔額をヌカヅクと訓せり、又額田を沼加多と訓せり、然ればヒタヒとも、又ヌカともよむなり、頓首をヌカヅクと云ふは、額を地に突くなり、また叩頭虫をヌカヅキ虫と云ふ、其尻を押ゆれば頭を動して、人の頓首の形ちの如くするゆへ、ヌカヅキ虫と名づけ、然るに俗に米つき虫といふは、額をヌカといふを知らずして、米の糠の事を思へる也、又武用辨略といふ書に、樓頭の字を出し、和名抄を引きて、沼賀々既と訓をして、馬の秣の糠を搔き交る器也と註せり、是又額と糠との取違也、樓額は馬の額に掛くるなり、

〔日本書紀神代一書曰略〕中是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、顱ヒタヒ上生粟、

〔日本書紀二十三息長足日廣額天皇淳中倉太珠敷天皇達敏孫彦人大兄皇子之子也、

〔續日本紀三十〕神護景雲三年十月乙未朔詔曰、○中東人波常爾云久額爾方箭波立毛背箭方不立止云天君乎一心乎以天護物曾略○中嘗自東國入都路到渡頭爭船處、

〔續日本後紀仁明〕承和八年四月庚申從四位下百濟王慶仲卒、○中嘗自東國入都路到渡頭爭船處、有傑默人率黨而來驅逐諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一揚鞭打之、額皮剥垂而覆面、惑而仆伏其黨亦退、諸人大悅、棹舟競渡、

〔源氏物語玉蔓〕此國のかみの北方もまうでたりけり、いかめしくいきほひたるをうらやみて、